



〈資料〉米州機構憲章の改正(ワシントン議定書・マナ グア議定書)

中村, 道

(Citation)

神戸法學雑誌, 44(4):861-885

(Issue Date)

1995-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004782>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004782>



米州機構憲章の改正（ワシントン議定書・マナグア議定書）

中 村 道

861 米州機構憲章の改正（ワシントン議定書・マナグア議定書）

米州機構総会は、最近、二つの「米州機構憲章改正議定書（Protocol of Amendments to the Charter of the Organization of American States）」を相次いで採択した。一九九二年一月一日に第一六特別会期で採択された「ワシントン議定書（Protocol of Washington）」と一九九三年七月一〇日に第一九特別会期で採択された「マナグア議定書（Protocol of Managua）」がそれである。米州機構憲章の改正は、一九六七一年二月二七日採択の「ブエノス・アイレス議定書（Protocol of Buenos Aires）」（一九七〇年二月二七日発効）および一九八五年二月五日採択の「カルタヘナ・デ・インディアス議定書（Protocol of Cartagena de Indias）」（一九八八年一月一六日発効）に次いで、都合、四回を数える。これより先、新規加盟の問題については、一九六四年の第一回特別米州会議で「ワシントン協定（Act of Washington）」が採択され、そこに定める条件と手続等がブエノス・アイレス議定書に受け継がれた。

米州機構憲章は、一九四八年四月三〇日に第九回米州諸国国際会議で採択され（同会議の開催地に因んで「ボゴタ憲章（Charter of Bogota）」と通称される）、一九五一年一月一日に効力を発生した。米州機構は、アメリカ合衆国とラテンアメリカ二〇国により、半世紀に及ぶ数多くの各種米州会議を通じて漸次形成されてきた広汎な地域的協力の枠組（「米州制度（Inter-American System）」と総称される）を、第二次大戦後、一般的国際機構の設立を契機として新たに基本法の下に再編成し発展させたもので、国際連合の小型ないし地域版と評されるように、広く政治・経済・社会・文化その他の諸分野にわたる米州諸国間の協力の促進を目的とし、その古い歴史や高度な組織化とあわせて、とくに総合的な機能の面で他の地域的国際機構からはつきりと区別することができると同時に、米州機構は、国際連合との関係では「地域的機関」として「国際連合憲章に基づく地域的義務を果たす」べきことを設立条約で明

記する唯一の地域的国際機構でもあり、その平和維持制度は、一般原則と組織を定めるボゴタ憲章を中心に、この分野での特別条約として憲章と不可分の関係にある一九四七年の米州相互援助条約（通称「リオ条約」(Rio Treaty)）および一九四八年の平和的解決に関する米州条約（別名「ボゴタ条約」(Bogotá Bogota)）から構成される。これら三基本条約の下で、米州機構は、地域的集団安全保障の機能をかなり維持し、また地方的紛争の平和的解決のため一通りのメカニズムを整備している点も注目される点である。

米州機構は、当初から加盟している二一國に、新生のカリブ海諸國などを順次加えて規模を拡大し、現在の加盟國は三五國を数える（ただし、カストロ政権下のキューバは、一九六二年以来、機構への「参加を除外」されたままである）。ことに、一九九〇年には懸案のカナダの加盟が実現し、地域内での普遍性がほぼ達成されるに至った。しかし、この間、戦後の米州内外の國際環境による掣肘をうけて、米州機構は、平和の維持を含む様々な分野で多くの困難に直面し、組織と活動の両面にわたる根本的な変革を迫られてきた。過去四〇年もの間、前記の三基本条約のいずれかの改正問題が絶えず論議されてきたことは、それを端的に示すものである。ボゴタ憲章のほかに、ボゴタ条約は、一九五四年、その全面的な改正の必要性がいち早く指摘され、また予備的検討が繰り返されてはいるが、まだ具體的な改正作業は着手されていない。他方、リオ条約は、一九七五年、いくつかの重要な部分が改正されたが、この改正はいまだに効

力を発生していない。

ブエノス・アイレス議定書⁽¹⁾によるボゴタ憲章の改正は米州機構の全面改組を内容とするもので、これによって、とくに機構の最高機関が強化されたほか、従来機構理事會に集中していた機能と権限が分散された。すなわち、それまでの五年ごとの米州會議にかえて、新たに年次會合をもつ總會が設けられ、總會の下に、機構理事會を引継ぐ機構常設理事會に加えて、米州經濟社會理事會と米州教育科學文化理事會が並置される。そのほか、憲章上の基礎をもたない諸機關の法的地位も明確にされ、とくに、それまでの米州平和委員會は新たに米州平和的解決委員會として常設理事會の補助機關とされた。このうち、機構の分権化に伴う三理事會構成の採用は、とりわけ、非政治的諸分野での機能強化を企図したものであり、これと関連して、經濟的、社會的および文化的諸基準についてもかなり詳細な規定が設けられた。

カルタヘナ議定書⁽²⁾では、まず、先の全面改組にも示される、機構の活動の新たな方向づけが一層明確にされた。とくに、従来の經濟的基準、社會的基準ならびに教育的、科學的および文化的基準に関する三章の規定は、新たに「統合的發展」(Integrated Development)のタイトルの下に再編成して一括され、そこには、米州機構における新國際經濟秩序の具體化ないし發展の状況をみるうえで注目すべきいくつかの新規定も追加された。また、機構の目的および原則についても、國內管轄事項への不干渉、代議制民主主義、いわゆるイデオロギーの多元性の承認

などに関する重要な規定が新設された。他方、米州平和的解決委員会は、往時の活動的な米州平和委員会と対照的に、機能停止の状態に陥つたため廃止され、かわつて常設理事会自身による紛争解決機能が拡大された。さらに、機構事務総長に対し、国際連合憲章第九九条が国連事務総長に認めるのと類似の、総会および常設理事会の注意を促す政治的権限が付与されたことも、重要な改正点である。

今回のボグタ憲章改正のうち、まず、ワシントン議定書は、民主的に樹立された政府が武力によって転覆された加盟国について、機構のすべての活動に参加する権利の停止を規定する。代議制民主主義の有効的実施は、米州機構の目的および原則の一つとして憲章で明記されているが、最近のハイチ情勢をみるまでもなく、中南米諸国における軍事クーデターの続発とこれに伴う重大な人権侵害への効果的な対応が機構にとつて緊急の課題とされてきた。参加停止の措置は、そうした具体的方策の一つとして注目される。これとの関係で、かなりの米州諸国における貧困状態が西半球における民主主義の促進強化にとつて重大な障害になっているとの認識から、極貧の撲滅への努力が、機構の目的および原則ならびに統合的發展の目標の一つとして、繰り返し明記されることになった。他方、マナグア議定書によつて、米州経済社会理事会と米州教育科学文化理事会は統合され、新たに米州統合的發展理事会 (Inter-American Council for Integral Development) が設置された。これは、先に経済的、社会的および文化的諸基準が「統合的發展」として統合さ

れたことに組織上対応し、この分野での機能を強化するための再編成で、併せて、統合的發展の目標を一層明確にする規定も追加された。このように、ボグタ憲章の一連の改正は、組織の再編成と活動の方向づけのいずれに關しても、なお進行中の継続的な作業であり、今回の二つの改正議定書もそのような過程の一部とみることができよう。

両議定書が規定するボグタ憲章改正の具体的内容は、要旨、以下のとおりである。

「ワシントン議定書」

第一条 加盟国に關する第三章に新第九條（參加の停止）を追加する。

第二條 現行の第二條（目的）、第三條（原則）、第三三條（統合的發展の基本的目的）および第一一六條（事務總局の任務）を修正する。

第三條 新第九條の追加に伴つて、現第九條を第一〇條とし、以下同様に順次改番する。

「マナグア議定書」

第一條 米州經濟社会理事会（新）、米州統合的發展理事会に關する第一三章に第九四條（任務）、第九六條（専門委員会）および第九七條（事務次長補への委託）、また事務總局に關する第一七章に第一二二條（事務次長補）のそれぞれ新條文を追加する。

第二條 現行の第六九條（機構理事會の地位・權限・任務）、第九二條（米州經濟社会理事会（新）、米州統合的發展理事会）

の構成、第九三条（同理事会の目的）および第九五条（同理事会の会合）を修正する。

第三條 第九四條、第九六條、第九七條、米州教育科学文化理事會に關する第一四章の諸條（第九八條、第一〇三條）および第二二條を削除する。

第四條 第二三章のタイトルを「米州統合的發展理事會」と修正する。

第一四章を削除する。それに伴つて殘余の諸章を改番し、第一五章は第一四章となり、以下同様に順次繰り上がる。

第五條 第一〇四條以下の諸條を改番し、同條は第九八條となり、以下これと同様に続ける（ただし、ワシントン議定書も併せると、第一〇四條は第九九條となり、以下も一條づつ繰り下げて改番されることになる）。

第六條 ワシントン議定書とマナグア議定書による改正を含む憲章の統合案文は、これらの議定書が効力を発生したとき、事務総局が作成する。

以下に訳出するのは、ワシントン議定書およびマナグア議定書に従つて改正された米州機構憲章の全文である。各條に見出しを付け加えた。

(1) プエノス・アイレス議定書について、詳しくは、拙稿、「米州機構憲章の改正」、法学雑誌（岡山大）第一九卷二・四号、一一一頁以下、参照。

(2) カルタヘナ・デ・インディアス議定書について、詳しくは、拙稿、「米州機構憲章の改正（カルタヘナ議定書）」、法学雑誌（岡山大）第三七卷三号、三二五頁以下、参照。

(3) 拙稿、「米州機構における紛争の平和的解決——米州平和委員会の展開を中心に——」（二）、（二・完）」、國際法外交雜誌第七六卷六号、三九頁以下、第八〇卷一、四六頁以下、参照。

(4) 拙稿、「米州機構の現状と課題」、世界法年報第二一、四六頁以下、参照。

(5) ワシントン議定書およびマナグア議定書は、以下に収録されている。International Legal Materials, Vol. 34, No. 4, pp. 1005 ff.

なお、両議定書とも、効力発生について次のように規定する。

「本議定書は、署名国の三分の二が批准書を寄託したとき、批准国の間において効力を生ずる。他の国については、各自がその批准書を寄託したときに効力を生ずる。」

この方式は、ボゴタ憲章の改正規定に従つたものであり、以前の改正議定書でも採用されているが、すべての加盟国について機構の基本条約の一体性を確保できない、という問題があることは指摘されたとおりである。Heldt V. Jimenez, id., p. 364.

一九九四年末現在、ワシントン議定書を批准した国は、アルゼンチン、パナマ、カナダ、エルサルバドル、アメリカの五国、またマナグア議定書を批准した国は、パナマ、ボリビア、カナダ、メキシコ、アメリカの五国である。

米州機構憲章 (一九九二、九三年改正)

第九回米州諸国国際会議に代表者を出した諸国は、各自の人民の名において、

米州の歴史的使命が、人に自由の地並びにその人格の発展及び正当な願望の実現にとって好ましい環境を提供することにあることを確信し、

その使命が、ともに平和に生活しようとし、且つ、相互の理解と各自の主権の尊重によって、独立に、平等に及び法の下ですべての者の向上を図ろうとする米州諸人民の欲求の中にその本質的価値を有する幾多の協定をすでに成立させてきたことを自覚し、

代議制民主主義が、米州地域の安定、平和及び発展にとって不可欠の条件であることを確信し、

米州の連帯と善隣の真の意義が、民主的制度の枠内で、人の本質的権利の尊重に基づく個人の自由及び社会的正義の体制をこの大陸において確立することのみを意味することを信じ、

これらの諸国の福祉並びに世界の進歩及び文明に対するその貢献が、一層緊密な大陸的協力を必要とすることを確信し、これらの諸国が厳密に再確認する原則及び目的を有する国際連合に対して人類が付与した崇高な使命を堅持することを決意し、

法的機構が、道徳的秩序及び正義に基礎をおく安全及び平和にとって必要な条件であることを確信し、且つ

メキシコ・シテイトにおいて開催された戦争と平和の諸問題に関する米州会議の第九決議に従って、

以下の米州機構憲章を協定した。

第一部

第一章 性質及び目的

第一条 (米州機構) 米州諸国は、平和及び正義の秩序を達成し、これらの諸国の連帯を促進し、その協力を強化し且つその主権、領土保全及び独立を守るために発展させてきた国際機構をこの憲章によって設立する。米州機構は、国際連合内においては、地域的機関である。

米州機構は、この憲章によって明示的に付与されたもの以外のいかなる権限も有しない。憲章のいかなる規定も、加盟国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を機構に与えるものではない。

第二条 (目的) 米州機構は、機構が基礎をおく原則を履行し且つ国際連合憲章に基づく地域的義務を果たすため、次の基本的目的を宣言する。

- (a) 米州大陸の平和及び安全を強化すること。
- (b) 不干渉の原則を十分に尊重しつつ、代議制民主主義を促進し且つ強化すること。
- (c) 紛争を起こすことのある原因を防止し、且つ、加盟国間

に生ずることのある紛争の平和的解決を確保すること。

(d) 侵略に際しての加盟国の共同行動を準備すること。

(e) 加盟国間に生ずることのある政治的、法律的及び経済的

問題の解決を求めること。

(f) 協力的行動によつて、加盟国の経済的、社会的及び文化

的發展を促進すること。

(g) 西半球の人民の完全な民主的發展にとつて障害となる極

度を撲滅すること、及び

(h) 最大限の資源を加盟国の経済的及び社会的發展に当てる

ことができるよう、通常兵器の効果的制限を達成すること。

第二章 原則

第三條 (原則) 米州諸国は、次の原則を再確認する。

(a) 国際法は、国家間の相互関係における行動基準である。

(b) 国際的秩序は、本質的に、国家の人格、主権及び独立の

尊重並びに条約及びその他の国際法の淵源から生ずる義務

の誠実な履行から成り立つ。

(c) 信義誠実が国家間の関係を支配しなければならぬ。

(d) 米州諸国の連帯及びそれによつて追求される崇高な目的

は、代議制民主主義の有効的実施に基礎をおくこれらの諸

国の政治機構を必要とする。

(e) すべての国家は、外部からの干渉を受けずに、その政治

的、経済的及び社会的制度を選択し且つ自らに最もふさわ

しい方法で自己を組織する権利を有し、また、他の国家の
問題に干渉することを慎む義務を有する。前記のことを
条件として、米州諸国は、その政治的、経済的及び社会的
制度の性質に関係なく、相互間で十分に協力しなければならない。

(f) 極度の撲滅は、代議制民主主義の促進及び強化の基本的

部分であり、また米州諸国の共通且つ共同の責任である。

(g) 米州諸国は、侵略戦争を否認する。勝利は、権利を与え

るものではない。

(h) 米州の一国に対する侵略行為は、他のすべての米州諸国

に対する侵略行為である。

(i) 二以上の米州諸国の間に生ずる国際的性質を有する紛争

は、平和的手段によつて解決しなければならない。

(j) 社会的正義及び社会的安全は、永続的平和の基礎である。

(k) 経済的協力は、米州大陸の人民の共通の福祉及び繁栄に

とつて不可欠である。

(l) 米州諸国は、人種、国籍、信条又は性による差別のない

個人の基本的権利を宣言する。

(m) 米州大陸の精神的結合は、米州諸国の文化的価値の尊重

に基づくものであつて、文明の崇高な目的のためこれらの

諸国が緊密に協力することを必要とする。

(n) 人民の教育は、正義、自由及び平和を指向しなければならない。

第三章 加盟国

第四條 (加盟国) この憲章を批准するすべての米州諸国は、この機構の加盟国である。

第五條 (加盟国の結合) 若干の加盟国の結合によって生ずる新しい政治主体でそれ自体としてこの憲章を批准するものは、この機構の加盟国となる。その新しい政治主体のこの機構への加入により、その政治主体を構成する個々の国は加盟国の地位を失う。

第六條 (加盟国の条件) 機構の加盟国となることを希望する他のいづれの米州独立国も、事務総長に宛てた文書によりこの旨を示し、そのなかで、機構憲章の署名及び批准並びに加盟国の地位に固有のすべての義務、特に憲章第二八条及び第二九条で明示的に規定する集団安全保障に関する義務の受諾を行う意思のあることを宣言しなければならない。

第七條 (加盟の手続) 総会は、機構常設理事会の勧告に基づいて、事務総長に対し、申請国に憲章の署名を許可し且つ対応する批准書の寄託を受理する権限を付与することが適当かどうかを決定する。常設理事会の勧告及び総会の決定は、いづれも、加盟国の三分の二の賛成投票を必要とする。

第八條 (加盟の資格) 機構における加盟国の地位は、一九八五年二月一〇日現在で国際連合加盟国であった西半球の独立国、及び一九八五年一月五日付の文書 O.E.A.S.T. P. A.G./doc. 1939/85 において掲げる非自治地域でそれらが独立

する場合に限られる。

第九條 (参加の停止) 民主的に樹立された政府が武力によって転覆された機構加盟国には、総会、協議会議、機構理事会及び専門会議の会期並びに委員会、作業グループ及び設立されるその他のすべての機関に参加する権利の行使を停止することができる。

(a) 停止する権限は、当該加盟国における代議制民主主義の回復を促進するため機構によって行われる外交的斡議が不成功であった場合にのみ行使される。

(b) 停止する決定は、総会の特別会期において、加盟国の三分の二の賛成投票によって採択する。

(c) 停止は、総会による承認の後直ちに効力を生ずる。

(d) 停止にもかかわらず、機構は、当該加盟国における代議制民主主義の再建に貢献する追加的な外交的斡議を行うよう努力する。

(e) 停止された加盟国は、機構に対する義務を引続いて履行しなければならない。

(f) 総会は、加盟国の三分の二の承認を得て採択された決定により停止を取消することができる。

(g) この条で規定する権限は、この憲章に従って行使されなければならない。

第四章 国家の基本的権利及び義務

第一〇条（平等） 国家は、法的に平等であつて、平等な権利及びそれを行使する平等な能力を享有し、且つ、平等な義務を有する。各国の権利は、権利行使を確保するその国家の力に依存するのではなく、その国家が国際法の下で一個の人格として存在するという単なる事実に基づくものである。

第一一条（他国の権利の尊重） 米州各国は、他の各国が国際法に従つて享有する権利を尊重する義務を有する。

第十二条（基本的権利の不可侵） 国家の基本的権利は、いかなる方法によつても侵してはならない。

第十三条（独立権） 国家の政治的存在は、他の国家の承認に依存しない。承認前でも、国家は、その完全性及び独立を守り、その存続及び繁栄を図る権利を有する。従つて、また、国家は、自らふさわしいと考えるように自己を組織し、その利害について立法し、その行政をなし、且つ、その裁判所の管轄及び権限を定める権利を有する。これらの権利の行使は、国際法に従つた他の国家の権利の行使によつてのみ制限される。

第十四条（承認） 承認は、それを与える国家が新しい国家の人格を、これらの両国について国際法が規定するすべての権利義務とともに受諾することを意味する。

第十五条（権利濫用の禁止） 各国が自己を防衛し、自己の生活を営む権利は、他の国家に対して不正な行為をなすことをその国家に許すものではない。

第十六条（管轄権） 国家の管轄権は、各自の領域内において

は、自国民であるか他国民であるかを問はずすべての住民に平等に行使される。

第十七条（自由な発展） 各国は、その文化的、政治的及び経済的生活を自由に且つ自然に発展させる権利を有する。国家は、この自由な発展に当たり、個人の権利及び普遍的道德の原則を尊重しなければならない。

第十八条（条約の遵守） 条約の尊重及び誠実な遵守は、国家間の平和的關係の發展の基礎である。国際条約及び協定は、公開されなければならない。

第十九条（不干渉の義務） いずれの国家又は国家の集團も、理由のいかんを問はず、直接又は間接に、他の国家の国内又は対外の事項に干渉する権利を有しない。この原則は、武力のみでなく、国家の人格又はその政治的、経済的及び文化的要素に対する他のいかなる形態による干渉又は威嚇の試みも禁止するものである。

第二〇条（非軍事的強制の禁止） いずれの国家も、他の国家の主権意思を強制し、それによつて何らかの利益を得るため、経済的又は政治的性質を有する強制手段を用い又は用いることを奨励してはならない。

第二一条（領土の不可侵） 国家の領土は不可侵である。国家の領土は、いかなる理由によつても、直接又は間接に、一時的であつても、他の国家の軍事占領又はその他の武力措置の対象としてはならない。武力又はその他の強制手段のいづれによつて得られたいかなる領土取得又は特殊利益も、承認し

てはならない。

第二二条（武力行使の禁止） 米州諸国は、その国際関係において、現行条約に従い又はその履行として行う自衛の場合を除いては、武力行使に訴えないことを約束する。

第二三条（平和維持措置） 現行条約に従って平和及び安全の維持のためとられる措置は、第一九条及び第二一条に掲げる原則の違反とはならない。

第五章 紛争の平和的解決

第二四条（地域的手続への付託） 加盟国間の国際紛争は、この憲章に掲げる平和的手続に付されなければならない。

この規定は、国際連合憲章第三四条及び第三五条に基づく加盟国の権利及び義務を害するものと解されてはならない。

第二五条（平和的手続） 平和的手続とは、直接交渉、調停、仲介、審査及び調停、司法的解決、仲裁裁判並びに紛争当事国が随時特に合意するものをいう。

第二六条（手続の協定） 二以上の米州諸国の間にその一国が通常の外交手続では解決できないと考える紛争が生じた場合には、当事国は、解決達成を可能にする他の何らかの平和的手続を協定しなければならない。

第二七条（特別の条約） 米州諸国間の紛争が妥当な期間内に最終的解決に達しないことのないように、紛争解決の適切な手段を設定し、且つ、それぞれの平和的手段の適当な手続

を定めるため特別の条約を締結する。

第六章 集団安全保障

第二八条（侵略に対する連帯） 米州の一国の領土保全若しくは領土の不可侵又はその主権若しくは政治的独立に対する一国によるすべての侵略行為は、他の米州諸国に対する侵略行為と認める。

第二九条（集団安全保障） いずれかの米州国の領土の不可侵若しくは保全又はその主権若しくは政治的独立が、武力攻撃、武力攻撃でない侵略行為、米州大陸外の紛争、二以上の米州諸国間の紛争又は米州の平和を危くする虞のあるその他の事実若しくは事態によつて影響される場合には、米州諸国は、米州大陸の連帯又は集団的自衛の原則を推し進めて、この問題に関する特別の条約において設定される措置及び手続を適用しなければならない。

第七章 統合的發展

第三〇条（一般原則） 加盟国は、米州の連帯及び協力の原則に立つて、平和及び安全の本質的条件として、相互の關係における国際的な社会的正義及びその人民のための統合的發展を確保するため努力を結集することを誓約する。統合的發展は、経済、社会、教育、文化、科学及び技術の分野を包括す

るものであり、これらを通じて、各国が統合的發展を実現するために設定する目標が達成されなければならない。

第三一一条（共同の責任） 統合的發展のための米州協力は、民主主義の原則及び米州制度の組織の枠内において、加盟国の共通且つ共同の責任である。米州協力は、経済、社会、教育、文化及び科学技術の分野を含み、加盟国の国家目標の達成を支持し、且つ、政治的拘束又は条件なしに、各国がその發展計画において設定する優先順位を尊重しなければならない。

第三二条（協力の形態） 統合的發展のための米州協力は、継続的なものであり、また、加盟国の間の二国間協力を害することなく、多数国間組織の経路を通じて行うことが望ましい。

加盟国は、その資源及び能力に応じて且つその国内法に従って、統合的發展のための米州協力に貢献する。

第三三条（各国の責任） 發展は、各国の第一次的責任であつて、個人の完成を可能にし且つそれに貢献する一層公正な経済的及び社会的秩序の樹立のための統合的及び継続的過程を構成しなければならない。

第三四条（基本的目標） 加盟国は、特に、機会の均等、極貧の撲滅、富及び所得の衡平な配分並びに自国の發展に関する決定へのその人民の完全な参加が統合的發展の基本的目的であることに同意する。これらの目的を実現するため、加盟国は、次の基本的目標を達成するよう最大限の努力を行うことにも同意する。

(a) 一人当り国民生産の實質的且つ自立的増大。

(b) 国民所得の衡平な配分。

(c) 適切且つ衡平な税制。

(d) 農村生活の近代化、及び、衡平且つ効率的な土地所有制、農業生産性の向上、土地の拡大利用、生産の多角化並びに農業生産物の加工及び販売制度の改善に通じる改革、及び、これらの目的達成のための手段の強化拡大。

(e) 特に資本財及び中間財の加速的且つ多角的な工業化。

(f) 持続的な經濟發展及び社会的正義の達成と両立する国内物価水準の安定。

(g) 公正な賃金、雇用の機会及びすべての者に受け入れられる労働条件。

(h) 文盲の迅速な撲滅及びすべての者に対する教育の機会の拡大。

(i) 近代医学の普及及び応用による人の潜在能力の保護。

(j) 特に食料の生産及び利用を増大するための国家的努力の増強による、適正な栄養摂取。

(k) 住民のすべての階層に対する適切な住宅の供給。

(l) 健康的、生産的且つ充実した生活の機会を与える都市の条件。

(m) 公共部門の活動と調和のとれた私企業及び私的投資の促進、及び

(n) 輸出の拡大及び多角化。

第三五条（有害な政策の回避） 加盟国は、他の加盟国の發展に重大な悪影響を及ぼす政策を実施すること、及びそのよう

な行動又は措置を採用することを償まなければならない。

第三六条（多国籍企業・外国私的投資） 多国籍企業及び外国の私的投資は、受入国の立法、その権限ある裁判所の管轄並びに受入国が当事国である国際条約及び協定に従うものとし、且つ、受入国の発展政策に合致しなければならない。

第三七条（緊急問題の解決） 加盟国は、いずれかの加盟国の経済的発展又は安定がその国家の努力によつて除去できない事態により重大な影響を受ける場合に生ずる緊急又は重大な問題について、共同して解決を求めることに同意する。

第三八条（科学技術の普及） 加盟国は、現行条約及び国内法に従つて科学及び技術上の知識の交換及び活用を奨励することにより、科学及び技術の恩恵を相互に普及させる。

第三九条（外国貿易） 加盟国は、外国貿易と経済的及び社会的発展との緊密な相互依存関係を承認して、次のことを達成するため個別的及び統一的努力を行わなければならない。

(a) 特に機構加盟国の輸出に影響を及ぼす関税上及び関税外の障壁を輸入国が削減し又は撤廃することによる、米州地域の開発途上国の産品にとつての世界市場への参入の有利な条件。但し、右の障壁が経済構造を多角化し、低開発加盟国の発展を推進し、且つその経済統合の過程を促進するために適用される場合、又は、国家の安全若しくは経済均衡上の必要に關係する場合を除く。

(b) 次の手段による経済的及び社会的発展の継続。

i 適当な場合には国際協定による基本的商品の交易条件

の改善、市場の擾乱を回避した秩序ある取引手続、及び、市場の拡大を促進し且つ生産者に確実な収入をまた消費者に適切にして確実な供給を確保するとともに、生産者にとつて採算がとれたまた消費者にとつて公正な安定価格を確保するよう企図されたその他の措置。

ii 基本的商品の輸出国が蒙る輸出収入の激しい変動の悪影響を減殺するため、国際金融協力を改善しまたその他の措置を採用すること。

iii 開発途上国の輸出の多角化並びに製品及び半製品の輸出機会を拡大。

iv 加盟国、特に米州地域の開発途上国の純輸出収入の増大、及びそれらの国の国際貿易への参入の増大に資する条件。

第四〇条（低開発国への譲許） 加盟国は、先進国が国際貿易協定において関税又はその他の外国貿易障壁を低開発国の利益のために削減し又は撤廃する譲許を与える場合には、低開発国の経済発展並びに財政及び貿易上の必要と両立しない相互の譲許を期待してはならないという原則を再確認する。

第四一条（運輸通信の改善） 加盟国は、その経済発展、地域統合並びにその通商条件の拡大及び改善を推進するため、開発途上国内及び加盟国間の運輸及び通信の改善並びに調整を促進する。

第四二条（ラテン・アメリカ共同市場） 加盟国は、西半球の開発途上国の統合が米州制度の目的の一つであることを承認

し、よつて、ラテン・アメリカ共同市場を可能な最短期間内に設立することを目標に、統合の過程を促進するためその努力を結集し且つ必要な措置をとるものとする。

第四三條（統合の強化促進） 加盟国は、統合をそのすべての面において強化し且つ促進するため、多数国間計画の作成及び実施並びにその融資に適切な優先順位を与えること、並びに、米州制度の経済的及び金融的組織に対し地域統合の組織及び計画への最も広汎な支持を継続するよう奨励することに同意する。

第四四條（技術的財政的協力） 加盟国は、地域経済統合を促進するための技術的及び財政的協力が、比較的従後諸国をして自己の努力により基礎構造計画、新規の生産及び輸出の多角化の一層の発展を促進することを可能にする決定的要因となるよう、これらの諸国に特別の注意を払いつつ、調和のとれ均衡ある効率的発展の原則に基づかなければならないことに同意する。

第四五條（社会的原則・制度） 加盟国は、人が経済発展及び真の平和を伴う公正な社会秩序内においてのみその願望の完全な実現を達成し得ることを確信し、次の原則及び制度の適用のためあらゆる努力を行うことに同意する。

(a) すべての者は、人種、性、国籍、信条又は社会的条件による差別なく、自由、尊厳、機会均等及び経済的安全の環境の下で、物質的福祉及び精神的発達を追求する権利を有する。

(b) 労働は、権利であり且つ社会的義務である。労働は、これを行う者に尊厳を与える。また、労働は、公正な賃金制度を含めて、就労年齢においても老齢期においても又は何らかの事情により労働の可能性が奪われたときにも、労働者及びその家族に対し生命、健康及び品位のある生活水準を保障する条件の下に行われるべきものである。

(c) 使用者及び労働者は、農村における都市におけるを問わず、自己の利益を擁護し且つ増進するため、自由に団結する権利を有する。この権利は、団体交渉権及び労働者の罷業権、組合の法人格の承認並びに組合の自由及び独立の保護を含むが、すべて関係法令に従うものとする。

(d) 社会全体の利益の保護に適正な考慮を払った産業諸部門間の協議及び協力のための公正且つ効率的な制度及び手続。

(e) 私的部門との調和を保ちつつ社会の要求及び利益に合致する方法による、行政、金融及び信用、企業並びに流通及び販売の諸制度の運営。

(f) 国内社会の完全な統合、社会的流動性の過程の推進及び民主主義制度の強化を達成するため、農村及び都市の両地域における住民の最下層を国家の経済的、社会的、市民的、文化的及び政治的生活に編入しまたその参加を増大させること。地域社会の発展及び進歩を目的とする民間の振興及び協力のためのあらゆる努力を奨励すること。

(g) 労働組合、協同組合並びに文化的、職業的、商業的、近隣及び地域社会団体等の組織の社会生活及び発展過程に對

する貢獻の重要性を承認すること。

(h) 効率的な社会保障政策の発展、及び

(i) すべての者がその権利を確保するため適正な法的扶助を得るための適当な措置。

第四六条（社会立法の調和）

加盟国は、ラテン・アメリカ地域統合の過程を助長するため、特に労働及び社会保障の分野において開発途上国の社会立法の調和を図り、もって労働者の権利を平等に保護することが必要であることを承認し、また、この目標を達成するため可能な最大限の努力を行うことに同意する。

第四七条（教育・科学・技術・文化の奨励）

加盟国は、その発展計画において、個人の総合的向上を目指しつつ、民主主義、社会的正義及び進歩のための基礎として、教育、科学、技術及び文化の奨励に対し第一次の重要性を与える。

第四八条（相互協力）

加盟国は、その統合的発展のための教育上の必要を満たし、科学研究を促進し且つ技術の進歩を助長するため相互に協力する。加盟国は、米州諸人民の文化遺産を保存し且つ豊かにする義務を個別的に且つ共同して負うことを認める。

第四九条（教育）

加盟国は、教育を受ける権利の有効な行使を確保するため、その憲法上の手続に従い、次の基礎に立つて最大限の努力を行う。

(a) 初等教育は、学齢の子供にとつては義務的であり、これを享受できるその他のすべての者に対しても機会が与えら

れる。初等教育は、国家が与える場合には、無償とする。

(b) 中等教育は、社会的進歩のため、可能な限り多くの国民に対し漸進的に拡大される。中等教育は、一般教育の提供を害することなく、各国の発展上の必要を満たすように多様化される、及び

(c) 高等教育は、高い水準を維持するため、この目的に応じた規律上の又は学術的基準が満たされることを条件として、すべての者に開放される。

第五〇条（文化）

加盟国は、文盲の撲滅に特別の注意を払い、成人及び職業教育制度を強化し、且つ、文化の恩恵が国民全体に開放されることを確保する。加盟国は、これらの目的を達成するため、あらゆる情報手段の利用を促進する。

第五一条（科学技術）

加盟国は、教育、研究及び技術の開発活動並びに情報及び普及計画によつて、科学及び技術を発展させる。加盟国は、その統合的発展の必要に技術を適合させる目的で、この分野における活動を奨励する。加盟国は、国家目標及び国内法並びに現行条約に従つて、これらの分野における協力を効率的に組織し、且つ、知識の交換を十分に増大させる。

第五二条（文化の交流）

加盟国は、各加盟国の特質を十分に尊重しつつ、米州諸国間の理解を強化する有効な手段として文化の交流を促進することに同意する。また、加盟国は、教育、科学及び文化の分野における緊密な連繫によつて地域統合計画を強化すべきことを承認する。

第二節

第八章 機関

第五三条（機関） 米州機構は、次の機関によつて、その目的を達成する。

- (a) 総会
 - (b) 外務大臣協議會議
 - (c) (一) 理事会
 - (d) 米州法律委員會
 - (e) 米州人權委員會
 - (f) 事務總局
 - (g) 専門會議、及び
 - (h) 専門機關
- 憲章が規定するものに加えて且つ憲章の規定に従つて、必要と思はれる補助機關を設置することが出来る。

第九章 總會

第五四條（地位・権限） 總會は、米州機構の最高機關である。總會は、憲章が付託する他のものに加えて、次の主要な権限を有する。

- (a) 機構の一般的行動及び政策を決定し、諸機關の構成及び任務を定め、且つ、米州諸國間の友好關係に関する事項を

審議すること。

- (b) 機構の諸機關の活動相互の間及びそれらの活動と米州制度の他の組織の活動を調整するための措置を設けること。
- (c) 國際連合及びその専門機關との協力を強化し調整すること。

- (d) 特に經濟、社会及び文化の分野において、米州機構の目的と類似の目的をもつ他の國際機構との協力を促進すること。

- (e) 機構の予算計畫を承認し、加盟國の分担金を決定すること。

- (f) 外務大臣協議會議の報告、第九一條(f)項の規定に従つて他の諸機關が提出すべき報告について常設理事會が提出する所見及び勧告、並びに、總會自身が要求することのあるいずれかの機關の報告を審議すること。

- (g) 事務總局の活動を規律する一般的基準を採択すること、及び

- (h) 自己の手続規則を採択すること及び三分の二の投票によつて議事日程を採択すること。

總會は、その権限を憲章及びその他の米州諸條約の規定に従つて行使しなければならない。

第五五條（分担金・予算） 總會は、各国政府が機構の維持のため負担すべき分担金の決定基準を、それぞれの國の支払能力及び衡平に分担しようとする決意を考慮して、設定する。予算事項に関する決定は、加盟國の三分の二の承認を必要と

する。

第五六条 (構成・投票権) すべての加盟国は、総会に代表者を出す権利を有する。各国は、一個の投票権を有する。

第五七条 (通常会期・開催地) 総会は、毎年、手続規則が定める期間に、輪番の原則に従って選定する場所で開催する。

各通常会期において、次期通常会期の期日及び場所を手続規則に従って決定する。

総会は、何らかの理由のため、選定された場所で開催することができない場合には、一加盟国がその領域内の場所を適時に提供し且つ機構常設理事会がその場所での総会の会合に同意するのでない限り、事務総局において会合する。

第五八条 (特別会期) 特別な事情がある場合には、加盟国の三分の二の承認を得て、常設理事会は、総会の特別会期を招集する。

第五九条 (表決) 総会の決定は、加盟国の絶対多数の賛成投票によって採択する。但し、三分の二の投票を必要とすることを、憲章が規定し又は総会がその手続規則で規定する場合を除く。

第六〇条 (準備委員会) 総会に、すべての加盟国の代表者によって構成される準備委員会を置く。委員会は、次の任務を有する。

- (a) 総会各会期の議事日程案を作成すること。
- (b) 予算計画案及び分担金決議案を検討し、且つ、総会に対し適当と考える勧告を付した報告を提出すること、及び

- (c) 総会が付託するその他の任務を遂行すること。
- 議事日程案及び報告は、適正に、加盟国政府に送付されなければならない。

第一〇章 外務大臣協議会議

第六一条 (任務) 外務大臣協議会議は、米州諸国にとって緊急であり且つ共通の利害関係がある問題を審議し並びに協議機関としての任務を行うため開催する。

第六二条 (招集) いずれの加盟国も、協議会議の招集を要請することができる。要請は機構常設理事会に提出するものとし、常設理事会は、会議を開催すべきかどうかを絶対多数によって決定する。

第六三条 (議事日程・議事規則) 協議会議の議事日程及び議事規則は、機構常設理事会が作成し、且つ、審議のため加盟国に提出する。

第六四条 (外務大臣の代理) 外務大臣は、例外的な理由のため会議に出席することができない場合には、特別の代表によって代理される。

第六五条 (武力攻撃が発生した場合の協議) 米州の一国の領域に対して又は現行条約の定める安全保障地域内において武力攻撃が行われた場合には、米州相互援助条約の当事国に關しては同条約の規定を害することなく、常設理事会議長は、協議会議の招集を決定するため理事会の会合を遅滞なく招集

する。

第六六条（防衛諮問委員会） 集団安全保障に関する現行の特
別条約の適用に関連して生ずる軍事的協力の問題について協
議機関に勧告するため、防衛諮問委員会を設置する。

第六七条（委員会の構成） 防衛諮問委員会は、協議会議に参
加する米州諸国の最高軍事当局者によつて構成される。例外
的な事情の下においては、各国政府は、代理を任命すること
ができる。各国は、一個の投票権を有する。

第六八条（委員会の招集） 防衛諮問委員会は、協議機関が侵
略に対する防衛に関する事項を取扱う場合には、協議機関と
同一の条件の下に招集される。

第六九条（委員会の招集） 防衛諮問委員会は、また、總會若
しくは協議会議が又は加盟国の三分の二の多数をもつて各国
政府が、これに特定の問題に関する技術的研究又は報告を付
託するときは会合する。

第二章 機構理事会：共通規定

第七〇条（地位・権限・任務） 機構常設理事会及び米州統合
的發展理事会は、總會に対し直接に責任を負い、また、各理
事会は、憲章及びその他の米州諸条約が付与する権限並びに
總會及び外務大臣協議会議が付託する任務を有する。

第七一条（構成） すべての加盟国は、各理事会に代表者を出
す権利を有する。各国は、一個の投票権を有する。

第七二条（勧告） 理事会は、憲章及びその他の米州諸条約の
範囲内において、それぞれの権限内の事項に関して勧告を行
うことができる。

第七三条（提案） 理事会は、それぞれの権限内の事項に関し
て、總會に対し研究及び提案、国際協定の草案、並びに、専
門会議の開催、専門機関及びその他の米州諸機関の創設、改
変又は廃止並びにこれらの機関の活動の調整に関する提案を
提出することができる。理事会は、また、専門会議に対し研
究、提案及び国際協定の草案を提出することができる。

第七四条（緊急専門会議の招集） 各理事会は、緊急の場合に
は、加盟国と協議した後第一二二条が規定する手続を経る
ことなしに、その権限内の事項に関する専門会議を招集する
ことができる。

第七五条（専門的役務の提供） 理事会は、それぞれの能力の
限度において且つ事務総局の協力を得て、各国政府が要請す
る専門的役務を提供する。

第七六条（情報・助言的役務の要請） 各理事会は、他の理事
会及びそれに対し責任を負う補助機関に対して、それぞれの
権限領域内の事項に関する情報及び助言的役務の提供を要請
する権限を有する。理事会は、また、米州制度のその他の機
関に対し同じ役務を要請することができる。

第七七条（補助機関） 理事会は、總會の事前の承認を得て、
それぞれの任務のよりよき遂行のため有益と考える補助機関
を設置することができる。總會が会期中でないときには、前

記の機関は、当該の理事会によつて暫定的に設置することができる。理事会は、これらの機関の構成を定めるに當つて、可能な限り輪番と衡平な地理的代表的基準に従わなければならない。

第七八条 (開催地) 理事会は、有益と考えるときには当該政府の事前の同意を得て、いずれの加盟国においても会合をもつことができる。

第七九条 (規程・手続規則) 各理事会は、自己の規程を作成し、承認のため總會に提出する。各理事会は、自己の手続規則並びにその補助機関及び委員会の手続規則を承認する。

第二章 機構常設理事会

第八〇条 (構成) 機構常設理事会は、それぞれの政府により大使の資格をもつて特別に任命される各加盟国の一人の代表者によつて構成される。各政府は、代表代理並びに必要と考へる交代要員及び顧問を派遣することができる。

第八一条 (議長・副議長) 常設理事会の議長職は、各代表者が、それぞれの国名のスペイン語によるアルファベットの順序に従つて、順番に占める。副議長職は、アルファベットの逆の順序に従つて、同じ方法によつて埋める。

議長及び副議長は、規程が定める六月をこえない任期で在職する。

第八二条 (任務の範囲) 常設理事会は、總會又は外務大臣協

議會議が付託する事項を、憲章並びに米州諸条約及び諸協定の範囲内において受理する。

第八三条 (暫定協議機関) 常設理事会は、その問題に関する特別条約の規定に従つて、暫定的に協議機関としての任務を行う。

第八四条 (友好関係の維持) 常設理事会は、加盟国間の友好関係を絶えず監視し、また、この目的のため、以下の規定に従つて、加盟国の紛争の平和的解決を有効に援助しなければならない。

第八五条 (紛争の付託) この憲章の規定に従つて、憲章に規定されたいかなる平和的手続もとられない紛争のいずれの当事国も、周旋を得るため常設理事会を利用することができる。理事会は、前条の規定に従つて、当事国を援助し、また、紛争の平和的解決のため適切と考へる手続を勧告する。

第八六条 (アド・ホック委員会) 常設理事会は、その任務の遂行に當つては紛争当事国の同意を得て、アド・ホック委員会を設置することができる。

アド・ホック委員会は、常設理事会が各事件において紛争当事国の同意を得て合意する構成及び任務を有する。

第八七条 (事実の調査) 常設理事会は、また、適当と考へる手段によつて紛争事実を調査し、且つ、いずれの当事国の領域においても当該政府の同意を得てこれを行うことができる。

第八八条 (解決手続の拒絶) 常設理事会が勧告し若しくは関係アド・ホック委員会がその委任事項の下で提示した紛争の

平和的解決のための手続が一方の当事国によって受諾されない場合、又は、一方の当事国がその手続は紛争を解決しなかつたことを宣言する場合には、常設理事会は、総会に対しその旨を通報する。但し、理事会は、当事国の合意を確保し又は当事国間の関係を回復するための措置をとることを妨げられない。

第八九条（紛争解決の表決） 常設理事会は、これらの任務の遂行に当って、紛争当事国を除く加盟国の三分の二の賛成投票によつて決定を行う。但し、手続規則が、単純多数によつて採択することを規定する決定を除く。

第九〇条（行動準則） 常設理事会及びそれぞれのアド・ホック委員会は、紛争の平和的解決に関するその任務の遂行に当って、憲章の規定並びに国際法の原則及び基準を遵守し、且つ、当事国の間で有効な条約の存在を考慮に入れなければならない。

第九一条（その他の任務） 次のことも、常設理事会の任務である。

- (a) 総会又は外務大臣協議会議の決定で、その実施が他のいづれの機関にも付託されていないものを実施すること。
- (b) 事務総局の活動を規律する基準の遵守を監視し、また、総会が会期中でないときには、事務総局の行政的任務の遂行を可能にする規律的性質の規定を採択すること。
- (c) 総会が別段の決定を行わない限り、憲章第六〇条の規定に従つて、総会の準備委員会として行動すること。

(d) 加盟国の要請に基づいて且つ機構の適当な機関の協力を得て、米州機構と国際連合の間又は機構と国際的地位を認められた他の米州諸機関の間の協力を促進し助長するための協定案を作成すること。これらの協定案は、承認のため総会に提出されなければならない。

(e) 機構の活動並びにその補助機関及び委員会の調整に関する勧告を総会に提出すること。

(f) 他の理事会、米州法律委員会、米州人権委員会、事務総局、専門機関及び専門会議並びにその他の諸機関の報告を審議し、また、必要と考える所見及び勧告を総会に提出すること、及び

(g) 憲章が付託するその他の任務を遂行すること。

第九二条（所在地） 常設理事会と事務総局の所在地は、同じ場所とする。

第三章 米州統合的發展理事会

第九三条（構成・補助機関） 米州統合的發展理事会は、それぞれの政府により閣僚又はそれと同等の資格をもつて特別に任命される各加盟国の一名の主たる代表者によつて構成される。

憲章の規定に従つて、米州統合的發展理事会は、その任務のよりよき遂行のため有益と考える補助機関を設置することができる。

第九四條(目的) 米州統合的發展理事會は、憲章の基準、特に經濟、社會、教育、文化、科學及び技術の分野に關して第七章に掲げる基準に従つて、統合的發展を達成したたに極度の模範を援助するため米州諸國間の協力を促進することを目的とする。

九五條(任務) 米州統合的發展理事會は、特に技術協力の特定の領域における種々の目標を達成するため、次のことを行なう。

- (a) 總會が定めた一般的政策及び優先順位の枠内で、統合的發展のための協力の問題に關する政策、計画及び行動方針を定める戰略計画を作成し、總會に報告すること。
- (b) 技術協力及び理事會のその他の活動の予算案の作成のための指針を作成すること。

(c) 次の領域において、加盟國が確認した優先順位に基づいて、促進を図り、調整し且つ發展計画及び企圖の遂行の責任を補助機關及び関連機構に割當すること。

i 貿易、觀光、統合及び環境を含む經濟的及び社會的發展。

ii すべての水準にわたる教育の改善及び拡大、技術協力を通じての科學技術研究の促進並びに文化活動の支援及び

iii 民主主義の有効的實施及び人の權利及び義務の遵守のための基礎の一つとしての、米州諸人民の市民意識の強化。

これらの目的は、部門參加組織並びに憲章及びその他の總會規定によつて設置されるその他の補助機關及び機構によつて促進する。

(d) 特に米州技術協力計画の調整に關して、國際連合の対応する機關並びにその他の國內及び國際機關との協力關係を設定すること。

(e) 統合的發展のための協力活動を、政策、計画及び企圖の實施の達成、それらの影響、有効性、効率及び資源の利用、並びにとりわけ提供された技術協力職務の質の観点から、定期的に評価し、總會に報告すること。

九六條(會合) 米州統合的發展理事會は、少なくとも毎年一回閣僚級又はこれと同等の會合を開催する。理事會は、また、その権限の領域又は範圍内で、関連があると考えられる專門的又は部門別の問題のため同一レベルの會合を招集する権限を有する。理事會は、また、總會若しくは外務大臣協議會議が招集するとき、自己の發意によつて又は憲章第三七條で規定する場合のため會合する。

九七條(専門委員會) 米州統合的發展理事會には、理事會が設置を決定しその任務の適切な遂行のため必要な非常設の専門委員會を置く。これらの委員會は、理事會規程で定めるところにより活動し、構成される。

九八條(事務次長補への委託) 承認された企圖の實施及び、適當な場合には、その調整は、統合的發展担当事務次長補に委託し、事務次長補は、その實施の結果を理事會に報告する。

第四章 米州法律委員会

第九九条(目的)

米州法律委員会は、法律事項に関する機構の諸問題として、任務を行い、国際法の漸進的発達及び法典化を促進し、且つ、西半球の開発途上国の統合に関連する法律問題及び、望ましいとみられる限り、それらの国の立法における統一達成の可能性を研究することを目的とする。

第一〇〇条(任務)

米州法律委員会は、総会、外務大臣協議会又は機構理事會が付託する研究及び予備作業を行う。委員会は、また、自己の発意によって、有益と認める研究及び予備作業を行い、且つ、法律専門會議の開催を提案することができる。

第一〇一条(構成)

米州法律委員会は、加盟国の国民である一人の法律家によって構成され、これらの法律家は、加盟国が提出する三人の候補者名簿から総会が四年の任期をもって選出する。選出に当っては、委員の部分的交代及び可能な限り衡平な地理的代表を考慮に入れた制度が使用される。委員のいずれの二人も、同一国の国民であることを得ない。

委員会の委員の任期の通常の満了以外の理由のため欠員が生ずる場合には、機構常設理事會が前項で定める基準に従つてこれを補充する。

第一〇二条(地位)

米州法律委員会は、機構のすべての加盟国を代表し、また、なるべく広い技術上の自治を有する。

第一〇三条(協力関係)

米州法律委員会は、大学、研究所及

びその他の教授施設、並びに、国際的利害関係がある法律事項の研究、調査、教授又は情報普及に従事する国内並びに国際委員会及び団体と協力関係を設定する。

第一〇四条(規程・手続規則)

米州法律委員会は、自己の規程を立案し、承認のため総会に提出する。

委員会は、自己の手続規則を採択する。

第一〇五条(所在地)

米州法律委員会の所在地は、リオデジャネイロ市とする。但し、特別の場合には、委員会は、当該加盟国と協議した後、指定された他のいかなる場所においても会合することができる。

第五章 米州人権委員会

第一〇六条(米州人権委員会)

米州人権委員会を置く。委員会は、人権の遵守及び保護を促進し、且つ、これらの事項に関して機構の協議機関としての任務を行うことを主要な任務とする。

米州人権条約は、人権委員会並びにこれらの事項について責任を負うその他の機関の構成、権限及び手続を定める。

第一章 事務総局

第一〇七条(地位・任務)

事務総局は、米州機構の中央常設機関である。事務総局は、憲章、その他の米州諸条約及び諸

協定並びに総会が付託する任務を遂行し、且つ、総会、外務大臣協議会議又は理事会が委託する職務を実施する。

第一〇八条 (事務総長の選任)

機構事務総長は、総会により五年の任期をもって選任され、二度以上の再選又は同一團體の者による後継は許されない。事務総長が欠員となった場合には、総会が全任期をもつ新事務総長を選任するまで、事務次長は事務総長の職務を代行する。

第一〇九条 (事務総長の地位)

事務総長は、事務総局を統轄し且つその法律上の代表者であり、また、第九一条(b)項の規定にかかわらず、事務総局の義務及び任務の適正な遂行について総会に対し責任を負う。

第一一〇条 (事務総長の権限)

事務総長又はその代表は、機構のすべての会合に参加し、発言権を有するが、投票権は有しない。

事務総長は、西半球の平和及び安全又は加盟国の発展を脅威すると認める事項について、総会又は常設理事会の注意を促すことができる。

前項が規定する権限は、この憲章に従って行使されなければならない。

第一一二条 (事務総局の任務)

事務総局は、機構のすべての加盟国間の経済的、社会的、法制的、教育的、科学的及び文化的関係を、種々の模範のための協力を特に強調しつつ、総会が決定する行動及び政策並びに理事会の関連ある決定に従って、促進する。

第一一二条 (事務総局の任務) 事務総局は、また、次の任務を遂行する。

(a) 総会、外務大臣協議会議、米州統合的発展理事会及び専門会議の招集状を職務として加盟国に送付すること。

(b) 適当な場合には、議事日程及び手続規則の作成に関して他の機関に助言すること。

(c) 予算計画にその経費が含まれなければならない理事会及びその他の諸機関が採択した計画に基づいて、機構の予算計画案を作成し、且つ、理事会又はその常設委員会と協議した後、これを総会の準備委員会として次に総会に提出すること。

(d) 総会及びその他の機関に対し適当な事務的役務を恒常的に提供し、また、その指示及び付託事項を実施すること。

(e) その能力の限度において、機構のその他の会合に対し役務を提供すること。

(f) 米州会議、総会、外務大臣協議会議、理事会及び専門会議の文書並びに記録の保管者たること。

(g) 米州諸条約及び諸協定並びにその批准書の寄託者たること。

(h) 総会の各通常会期に、機構の活動及び財政状態に関する年次報告を提出すること、及び

(i) 総会又は理事会が行った決定に従って、専門機関並びにその他の国内及び国際機関との協力関係を設定すること。

第一一三条 (事務総長の権限) 事務総長は、次のことを行う。

(a) 事務総局に、その目的を達成するため必要な部局を設置すること、及び

(b) 事務総局の事務職員及び使用人の数を決定し、それらの者を任命し、それらの者の権限及び職務を規定し、且つ、それらの者の報酬を定めること。

事務総長は、本条の権限を、総会が設ける一般的基準及び予算規定に従って行使しなければならない。

第一一四条 (事務次長の選任) 事務次長は、総会により五年の任期をもって選任され、二度以上の再選又は同一国籍の者による後継は許されない。事務次長が欠員となった場合には、常設理事会は、総会が全任期をもつ新事務次長を選任するまで在職する代行者を選任する。

第一一五条 (事務次長の任務・権限) 事務次長は、常設理事会の書記とする。事務次長は、事務総長の補佐人としての任務を行い、また、事務総長が委託するすべての事項についてその代理人として行動する。事務総長の一時的不在又は職務不能の場合には、事務次長は、事務総長の任務を遂行する。事務総長と事務次長は、異なった国籍の者でなければならない。

第一一六条 (事務総長・次長の罷免) 総会は、機構の適正な運営上必要なときはいつでも、加盟国の三分の二の投票によつて、事務総長若しくは事務次長又は両者を罷免することができる。

第一一七条 (事務次長補) 事務総長は、米州統合的發展理事

会の承認を得て、統合的發展担当事務次長補を任命する。

第一一八条 (責任の国際性) 事務総長及び事務総局の職員は、その任務の遂行に当つて、いかなる政府からも又はこの機構外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならず、また、この機構に対してのみ責任を負う国際的職員としての地位と両立しないいかなる行動も慎まなければならない。

第一一九条 (責任の国際性の尊重) 加盟国は、事務総長及び事務総局の職員の責任のもつばら国際的な性質を尊重すること、並びに、これらの者が任務を果たすに当つてこれらの者を左右しようとしないうことを誓約する。

第一二〇条 (職員の選任) 事務総局の職員の選任に当つては、能率、能力及び誠実を第一に考慮しなければならない。但し、同時に、すべての階級の職員の募集に当つては、なるべく広い地理的代表を得る必要性を重視しなければならない。

第一二一条 (事務総局の所在地) 事務総局の所在地は、ワシントン・コロンビア特別区とする。

第七章 専門会議

第一二二条 (定義・招集) 専門会議は、特別の技術的事項を処理するため又は米州協力の特定部門を促進するための政府間会合である。専門会議は、総会若しくは外務大臣協議会議が開催を決定したとき、自己の発意により又は理事会若しくは専門機関の一の要請に基づいて、開催する。

第二三三條 (議事日程・手続規則) 専門会議の議事日程及び手続規則は、関係の理事会又は専門機関が作成し、審議のため加盟国政府に提出される。

第十八章 専門機関

第二二四條 (定義) この憲章の適用上、米州専門機関は、多数国間協定によつて設立され且つ米州諸国にとつて共通の利害関係がある技術的事項に関し特定の任務をもつ政府間機構である。

第二二五條 (登録簿) 事務総局は、関係理事会からの報告の後に総会が決定するところにより、前条で定める条件を満たす機関の登録簿を備える。

第二二六條 (地位) 専門機関は、完全な技術上の自治を有するが、憲章の規定に従つて、総会及び理事会の勧告を考慮に入れなければならない。

第二二七條 (報告) 専門機関は、その事業の進行並びに年次予算及び経費支出に関する年次報告を総会に提出する。

第二二八條 (機構との関係) 専門機関とこの機構の間に存在すべき関係は、総会の許可を得て、各機関と事務総長の間で締結する協定によつて定める。

第二二九條 (世界的機構との協力) 専門機関は、同一の性質をもつ世界的機構とその活動を調整するため協力関係を設定する。全世界的性質をもつ国際機構と協定を締結するに当つ

ては、米州専門機関は、国際機構の地域的任務を行う場合でも、米州機構の構成部分としてのその独自性及び地位を保持しなければならない。

第二三〇條 (所在地の決定) 専門機関の所在地の決定に當つては、すべての加盟国の利害関係と、なるべく衡平な地理的代表の基礎に立つてこれらの機関の所在地を決定することの望ましさを考慮しなければならない。

第三部

第十九章 国際連合

第二三一條 (憲章の解釈) この憲章のいかなる規定も、加盟国の国際連合憲章に基づく権利及び義務を損ずるよう解釈してはならない。

第二〇章 雑則

第二三二條 (会合への出席) 米州機構の常設機関の会合又は憲章が規定し又は機構が主催して開催する会議若しくは会合への出席は、右の機関、会議及び会合の多数国間的性格に従うものとし、いずれの加盟国政府と関係地国政府との二国間関係に依存するものであつてもならない。

第二三三條 (機構の地位) 米州機構は、その任務の遂行及び

目的の達成のために必要な法律上の能力、特権及び免除を各加盟国の領域において享有する。

第一三四条（特権・免除） 機構の諸機関における加盟国の代表者、それらの代表団の構成員並びに事務総長及び事務次長は、その地位に対応し且つその任務を独立して遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

第一三五条（特権・免除に関する協定） 専門機関の法律上の地位、並びに、これらの機関及びその職員並びに事務総局の職員に対して与えられるべき特権及び免除は、多数国間協定において定める。前記の協定は、必要と考える場合には、二国間協定の締結を妨げるものではない。

第一三六条（通信の無料） 無料郵送許可印のある米州機構の通信は、印刷物及び小包を含め、加盟国の郵便により無料で輸送しなければならない。

第一三七条（差別の禁止） 米州機構は、機構の活動に参加しまた機構に就職するための資格に関して、人種、信条又は性に基づくいかなる制限も認めない。

第一三八条（非加盟国の協力） この憲章の規定内において、権限ある機関は、発展のための協力の領域において、機構の加盟国でない国の一層大きな協力を得るため努力しなければならない。

第二章 批准及び効力の発生

第一三九条（署名・批准・正文・寄託） この憲章は、米州諸国の署名のために開放しておくものとし、且つ、各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。原文は、スペイン語、英語、ポルトガル語及びフランス語の本文をひとしく正文とし、事務総局に寄託する。事務総局は、右の認証原本を、批准のため各国政府に送付する。批准書は、事務総局に寄託し、事務総局は、その寄託を署名国に通告する。

第一四〇条（効力発生） この憲章は、署名国の三分の二が批准書を寄託したとき、批准国の間において効力を生ずる。他の国については、各自がその批准書を寄託したとき効力を生ずる。

第一四一条（登録） この憲章は、事務総局を通じて国際連合事務局に登録する。

第一四二条（改正） この憲章の改正は、その目的のために招集された総会においてのみ、採択することができる。改正は、第一四〇条に掲げる条件と手続に従って効力を生ずる。

第一四三条（廃棄） この憲章は、無期限に効力を有する。但し、加盟国は、事務総局に宛てた通告書により廃棄することができる。事務総局は、受領した各廃棄通告を他のすべての加盟国に通知する。事務総局が廃棄通告を受領した日から二年後に、この憲章は、廃棄国について効力を失い、右の廃棄国は、この憲章から生ずる義務を履行した後に、機構への所属を終止する。

第二章 経過規定

第一四四条（米州進歩のための同盟委員会） 米州進歩のための同盟委員会は、同盟の実施中は、米州統合的發展理事会の常設執行委員会として行動する。

第一四五条（米州人権委員会） 第一章が規定する米州人権条約が効力を生ずるまで、現米州人権委員会は、人権の遵守を絶えず監視しなければならない。

第一四六条（係争地域） 第一回特別米州会議が定めた期日である一九六四年二月一八日以前に、領土の全部又は一部が米州大陸外の国と機構の一又は二以上の加盟国との間で争訟又は請求の対象となつた政治主体の加盟申請については、その紛争が何らかの平和的手続によつて終結するまで、常設理事会はいかなる勧告も行つてはならず、また、総会もいかなる決定を行つてはならない。この条は、一九九〇年二月一〇日まで有効とする。